

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する
基準の一部改正等について

計13枚（本紙を除く）

Vol.31

平成20年3月28日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(法令係・内線3971)
FAX：03-3595-3670

平成20年3月28日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計 画 課
振 興 課
老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月25日に開催されました第50回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の経過措置の延長についての諮問及び諮問を了承する旨の報告が取りまとめられ、社会保障審議会より答申が出されたことを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等が本日公布され、平成20年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせいたします。（別紙参照）

また、貴課（室）におかれましては、管内の関係団体及び関係施設等に対し本答申の内容を周知いただくとともに、本答申を踏まえ、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けた支援及び看取りに関する啓発につき、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局計画課

企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線3971)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(七三)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(七四)
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七五)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(七六)
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(七七)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(七八)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(七九)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(八〇)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(八一)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(八二)

〔府 令〕

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(八三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(八四)
- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一一)
- 職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一二)
- 〔府令・省令〕
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(同一三)

〔省 令〕

- 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(総務三七)
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令(同一八)
- 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令(総務・法務一)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令(文部科学・経済産業・国土交通二)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働五四)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同五五)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(同五七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(同五九)
- 水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同六〇)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一八)
- 水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)
- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(経済産業二三)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同二四)

〔告 示〕

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同二五)
- 経済産業省関係特定保守製品に関する省令(同二六)
- 水産業協同組合法第十七条の三第五項等の規定に基づき、組合若しくはその子会社又は連合会若しくはその子会社が基準株式数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件等の一部を改正する件(金融庁・農林水産六)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入銷却に関する件(財務九四、九五)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働一三五)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三六)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

(前のページより続き)
○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一三八)

○消費生活協同組合法施行規程を定める件(同一三九)

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令附則ただし書に規定する別に定める日を定める件(同一四〇)

○保育所保育指針を定める件(同一四一)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を定める件(同一四二)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一四三)

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ②の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一四四)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示(経済産業五五)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示(同五六)

○循環型社会形成推進基本計画を変更した件(環境三三)

五九

三

六

三

三

五

二

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、再生関係

本号で公布された

法令のあらまし

◇政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(政令第七三三号)(総務省)

1 法第一九条の七第二項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体がその旨を届け出る場合に提出しなければならない法第六条第二項の政令で定める文書は、法第一九条の八第一項の規定による通知に係る文書とした。(第四号第六号関係)

2 法第一九条の三四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に關し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めることとした。(第七号の二関係)

3 法第一九条の三六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定めることとした。(第七号の三関係)

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。(附則関係)

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第七四号)(内閣府本府)

一 国民生活局に新たに消費者安全課を置く等、所要の整備を行うこととした。

二 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第七五号)(総務省)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七五号)の施行期日は、平成二〇年五月一日とする。こととした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(政令第七六号)(総務省)

1 特定事務受任者が、住民票の写し等の交付の申出を行うに当たって、依頼者の氏名又は名称を明らかにしなくてよい特例が認められる業務を規定することとした。(第一五五の二関係)

2 指定都市の区に関する適用関係の規定を整備することとした。(第三二条関係)

3 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成二〇年五月一日)から施行することとした。

◇首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(政令第七七号)(国土交通省)

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正関係(第二条関係)

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めるとともに、同措置の適用を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。

三 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第七八号)(財務省)

1 平成一九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二項の規定により平成二〇年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成一九年度所屬の歳入金として平成二〇年六月三〇日まで受け入れることができることとした。(附則第一〇条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第七九号)(文部科学省)

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

1 教育委員会の委員の定数の増加に伴い新たに任命される委員の任期や、市町村の新設後最初に任命される教育委員の任期について特例を定める等の規定の整備を行うこととした。